# 東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者に係る 一部負担金等の取扱いについて

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震による被災者の方の医療機関の窓口における患者負担の取扱いにつきまして、厚生労働省保険局医療課より平成23年4月22日に下記のとおり通知が発出されました。

下記の取扱いにつきまして、ご理解いただき、ご対応くださいますようお願いいたします。

### 1 対象者の要件

次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者であること。

(1) 災害救助法の対象市町村(東京都を除く)に住所を有する(地震の発生以後、適用市町村から他市町村に転出した場合を含む)健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者、国民健康保険法の被保険者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者であること。

※災害救助法の適用市町村は、平成23年3月24日から地域の変更はありません。

- (2) 東北地方太平洋沖地震または長野県北部の地震により、次のいずれかの申し立てをした者であること。
  - ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした旨
  - ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
  - ③ 主たる生計維持者の行方が不明である旨
  - ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、または休止した旨
  - ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨
  - ⑥ 原子力災害対策特別措置法(平成 11 年法律第 156 号)第 15 条第 3 項の規定による、 避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域である ため避難又は退避を行った旨
    - ※ 対象地域以外の住民の方で、自主避難をされている方は対象となりません。
  - ⑦ 原子力災害対策特別措置法第 20 条第 3 項の規定による、計画的避難区域及び緊急 時避難準備区域の設定に係る原子力災害対策本部長の指示の対象となっている旨 (具体的な指示の内容は、「参考」をご参照ください。)

### 2 取扱いの期間

当面、5月末までの診療分、調剤分及び訪問看護分について、5月末日まで支払を猶予する取扱いとする。ただし、1 (2)③「主たる生計維持者の行方が不明である旨」の場合は5月までのうち、生計維持者の行方が明らかとなるまでの間に限る。

なお、1(2)⑥「原子力災害対策特別措置法による、避難のための立退き又は屋内への退避に係る内閣総理大臣の指示の対象地域であるため避難又は退避を行った旨」の指示の解除の対象となった場合であっても、引き続き、5月までの診療等分について、5月末日まで支払を猶予する。

### 3 医療機関における確認等

(1) 1 (2) の申し立てをした者については、被保険者証等により、住所が1 (1) の市町村の区域であることを確認するとともに、当該者の1 (2) の申し立ての内容を診療録の備考欄に簡潔に記載しておくこと。

ただし、被保険者証等が提示できない場合には、

- ① 健康保険法及び船員保険法の被保険者及び被扶養者である場合には、 氏名、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先
- ② 国民健康保険法の被保険者又は高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者 の場合には、

氏名、生年月日、住所及び連絡先 (国民健康保険の被保険者については、 これらに加えて組合名)

を記録しておくこと。

なお、申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがある旨を患者に周知するようご協力ください。

(2) 本取扱いに基づき猶予した場合は、患者負担分を含めて 10 割を審査支払機関等へ 請求すること。

なお、請求の具体的な方法は、東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(4月診療分)をご確認ください。

また、保険医療機関等が猶予した一部負担金等については、各保険者において減免・猶予等いただくよう、厚生労働省保険局より依頼される予定とのことです。

## 指 示

平成23年4月22日9時44分

福浪川楢南田葛広い飯川県町村町集相村尾野わ舘村町長市長長長市長長長市長長県市長長県市長県の戦略の戦略を戦略を戦略を戦略を戦略を戦略を対している。

平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部長

東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第一原子力発電所」という。)において発生した事故に関し、原子力災害対策特別措置法(平成11年 法律第156号)第20条第3項に基づき、下記のとおり指示する。

記

福島第一原子力発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避を解除すること。

また、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域を設定したので、当該区域内の居住者等は、以下のとおり、避難のための計画的な立退き又は常に緊急時に避難のための立退き若しくは屋内への退避が可能な準備を行うこと。

### ① 計画的避難区域

以下の区域内の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間に順次当該 区域外へ避難のための立退きを行うこと。

葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、 平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子 力災害対策本部長(以下「原子力災害対策本部長」という。)が平成23 年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力 発電所から半径20キロメートル圏内の区域)を除く区域。

川俣町の一部:山木屋並びに町内国有林福島森林管理署161林班から 165林班まで及び167林班

南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで 屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班から2087林班まで、2088林班の一部、2089林班から2091林班まで、2095林班から2099林班まで及び2130林班

#### ② 緊急時避難準備区域

以下の区域内の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。

広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部であって、原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内

の区域)を除く区域。

田村市の一部:都路町、船引町横道、常葉町堀田及び常葉町山根並びに 市内国有林福島森林管理署251林班の一部、252林班、253林 班の一部、258林班から270林班まで、283林班から300林 班まで及び301林班から303林班までの一部

南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年3月15日付けで 屋内への退避を指示した区域(福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の区域)のうち、①の計画的避 難区域を除いた区域

# 公 示

### 平成23年4月22日9時44分

- 1. 緊急事態応急対策を 実施すべき区域
- (1) 東京電力株式会社福島第一原子力発電所(以下「福島第 一原子力発電所」という。)から半径20キロメートル圏 内の区域
- (2) 平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電 所事故に係る原子力災害対策本部長(以下「原子力災害 対策本部長」という。)が平成23年3月12日付けで避 難のための立退きを指示した区域((1)の区域)を除く 以下の区域
  - ・葛尾村
  - ·浪江町
  - ・飯舘村
  - ・川俣町の一部:山木屋並びに町内国有林福島森林管理 署161林班から165林班まで及び167林班
  - ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年 3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福 島第一原子力発電所から半径20キロメートル以 上30キロメートル圏内の区域)のうち原町区高倉 字助常、原町区高倉字吹屋峠、原町区高倉字七曲、 原町区高倉字森、原町区高倉字枯木森、原町区馬場 字五台山、原町区馬場字横川、原町区馬場字薬師岳 及び原町区片倉字行津、並びに原町区大原字和田城 並びに市内国有林磐城森林管理署2004林班か ら2087林班まで、2088林班の一部、208 9林班から2091林班まで、2095林班から2 099林班まで及び2130林班
- (3) 原子力災害対策本部長が平成23年3月12日付けで避難のための立退きを指示した区域((1)の区域)を除く以下の区域
  - ·広野町
  - ・楢葉町
  - ・川内村
  - ・田村市の一部:都路町、船引町横道、常葉町堀田及び 常葉町山根並びに市内国有林福島森林管理署25

- 1 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から270 林班まで、283 林班から300 林班まで及び301 林班から303 林班までの一部
- ・南相馬市の一部:原子力災害対策本部長が平成23年 3月15日付けで屋内への退避を指示した区域(福 島第一原子力発電所から半径20キロメートル以 上30キロメートル圏内の区域)のうち、(2)の 区域を除いた区域
- 2. 原子力緊急事態の概 要

緊急事態該当事象発生日時 平成23年3月11日 16時36分

発生場所 福島第一原子力発電所

3. 1. の区域内の居住 者等に対し周知させ るべき事項

### 〈避難区域〉

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内の居住者等は、避難のための立退きを行うこと。

### 〈警戒区域〉

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル圏内は原子 力災害対策特別措置法第28条第2項において読み替えて適用 される災害対策基本法第63条第1項の規定に基づく警戒区域 に設定されたこと。

緊急事態応急対策に従事する者以外の者は、市町村長が一時 的な立入りを認める場合を除き、当該区域への立入りを禁止さ れ、又は当該区域からの退去を命ぜられること。

### 〈屋内退避区域の解除〉

福島第一原子力発電所から半径20キロメートル以上30キロメートル圏内の居住者等に対しては、屋内への退避を行うことが解除されること。

### 〈計画的避難区域〉

1.(2)の区域は計画的避難区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、原則としておおむね1月程度の間に 順次当該区域外へ避難のための立退きを行うこと。

### 〈緊急時避難準備区域〉

1. (3) の区域は緊急時避難準備区域と設定されたこと。 当該区域の居住者等は、常に緊急時に避難のための立退き又 は屋内への退避が可能な準備を行うこと。なお、この区域においては、引き続き自主的避難をし、特に子供、妊婦、要介護者、入院患者等は、当該区域内に入らないようにすること。また、この区域においては、保育所、幼稚園、小中学校及び高等学校は、休所、休園又は休校とすること。しかし、勤務等のやむを得ない用務等を果たすために当該区域内に入ることは妨げられないが、その場合においても常に避難のための立退き又は屋内への退避を自力で行えるようにしておくこと。